

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動（四）

小林, 栄三郎

<https://doi.org/10.15017/2236679>

出版情報 : 史淵. 104, pp.35-67, 1971-03-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

第一次大戦前後のドイツにおける

「新中間層」と労働運動 (四)

小林 栄三郎

七

ワイマル共和政の第一期における公務員の組織はどうなったのであろうか。大戦中のドイツ公務員の上層組織については前に述べたが、要するに「ドイツ公務員組合インテレッセンゲマインシャフト」と「ドイツ公務員組合連合」とが競争的上層組織として存在したままで一月革命を迎えたわけである。そして一九一八年二月四日に「ドイツ公務員連合」(Deutscher Beamtenbund) が新たな上層組織として創立される。その加盟組合の代表者より成る第一回代表者大会(Vertretertag)は一九一九年五月に開かれた。東ドイツで一昨年刊行された「ドイツのブルジョア政党——前三月期から一九四五年までのブルジョアの諸政党その他のブルジョアの利益組織の歴史事典」のなかにエーアハルト・シュレーン(Erhard Schrön)の書いた「ドイツ公務員連合」(Deutscher Beamtenbund (DBB) 1918—1933) という項目がある。それによると——この連合は一月革命のあいだに帝国主義的国家装置の公務員に民族主義的(nationalistisch)影響をおよぼすための組織として創立されたものである。組織されたドイツ公務員の圧倒的多数がこれに所属した。DBBは労働組合的闘争手段を用いて、公務員の物質的状态の確保と改善、ワイマル共和政の国家的制度との密接な協力、ならびに職業的公務員主義(das Berufsbeamtentum)の維持、およびドイツ公務員の特色たる地位的自負心(der Standesdünkel)の育成のためにはたらいした。DBBの指導部は、ドイツ帝国主義の反動的な政治コースを支持し、革

命の労働運動に反対してたかった。この連合はドイツ・ファッシズムを許容 (tolerieren) し、一九三三年にドイツ・ファッシズムが権力を掌握するのを客観的に助成 (begünstigen) した⁶⁷——と総括されている。この総括は基本的にはほぼ妥当であるが、「この連合は一月革命のあいだに帝国主義的国家装置の公務員に民族主義的影響をおよぼすための組織として創立されたものである」とするのは、いいすぎであろう。カップ一揆のちにこの組織を離脱する部分も創立当時には含まれていたのだから。

DBBの創立はいかなる過程をへたか。シュレーンによると——公務員の上層と下層への分化は第一次大戦によって促進され、対立する二つの傾向がはっきり見えるようになってきていた。すなわち一方では一九一七年から一八年にかけて敗戦の色が濃くなり、そのおそるべき影響をうけて苦しむ下級公務員は全般的不満と革命的事件との渦のなかへ引きこまれていた。かれらは不正・飢餓・戦争をなくし、それらと結びついた不均衡をなくすことを要求した。かれらは革命的労働者と兵士とのもつ力を感知しており、いく人か (einige) はこの革命的労働者と兵士との方向をめざしはじめていた。他方では、とりわけ中級公務員は革命によって自分たちの地位と「既得権」《wohlerworbene Rechte》とをうしなうことを恐れていた。こうした恐れは反動的公務員によって、とくに上級公務員と既存公務員組織の指導的役員多数派とによって利用された。かれらの利益は、はつきりと帝国主義的体制の維持を志向していたし、また職業的公務員の姿における自分たちの地位的特権 (Standesprivilegien) と優先的地位との維持を志向していたからである。DBBの創立はこうした背景をもって遂行された。公務員の統一的な大組合をつくろうとする強力な企ては、第一次大戦中にすでにおこなわれていた。それらの企ては「ドイツ公務員組合インテレッセンゲマインシャフト」や「ドイツ公務員組合連合」のような一時的結合となってあらわれた。一九一七年九月には大きな公務員組合が協力して一つの全国活動委員会 (Reichsarbeitsausschuss) をつくり、この委員会がドイツ国における統一的公務員政策のための原則を作成し、すべての公務員組合の大同団結によって一つの大きな全国組合をつくりあげる任務を托されたのである。けれども、それぞれの地位組

織 (Standesorganisationen) の特殊利益がはばをきかせたために、その後の交渉ははかばかしい進展をみなかった。こうした統一交渉のさまたげをした一切の政治的経済的社会的な差異、身分的自負心、北ドイツと南ドイツとの対立は、しかし、一月革命の勃発によって第二級の問題となった。反動的公務員、とくに上級公務員と中級公務員のかなり大きな部分 (grosse Teile) とは革命に敵意をもち、いろいろと憂慮をいたしていた。というのは、下級公務員のいくつかの部分がかたんと革命に共鳴していたからである。それぞれの公務員組合のリーダーたちは、包括的な統一組合を結成することによって、帝国主義的権力関係の維持をめざす闘争の味方に公務員をひきいれることを自分たちの使命とした。一九一八年一月一日にすでに最も大きな諸組織の指導的代表者たちはベルリンに集まり、ただちに統一的な公務員組織を結成することを決定した。一九一八年二月四日ベルリンにおいて、大部分のドイツ公務員組合の代表者から成る一つの委員会によって、DBBの創立が発表された。創立の布告に署名したのは、「ドイツ公務員組合インテレクセンゲマインシャフト」の代表者たち、「ドイツ公務員組合連合」、「プロイセン・ヘッセン邦有・国有鉄道公務員組合」 Bund der Beamten der Preussisch-Hessischen Staats- und Reichseisenbahn、「ドイツ教員組合」 Deutscher Lehrerverein、「ドイツ自治体公務員連合」 Bund Deutscher Gemeindebeamten、「社会的アルハイツゲマインシャフト」 Soziale Arbeitsgemeinschaftであり、さらにベルリンの国および邦の官庁のなかに結成されている公務員代表諸団体 (Beamtenvertretungen) の委員会であった。DBBの指導部は、創立に参加した組合の代表者たちのなかで最も特色ある連中から構成されていた。この指導部はDBB存立の第一日くらい、すべての反動的勢力と提携して、革命的労働者階級を敵とする統一的闘争戦線をつくりだそうと試みた。この理由によって、政治的意見の深刻な差異や対立はしばらく背後におしやられた。このようにしてブルジョアの勢力は、ドイツ公務員の指導部を味方として確保することができたのである。ドイツで革命によって新しくつくりだされた事情に対応して、DBBは従来の職業地位的 (berufsständisch) な組織形式とはっきり絶縁した労働組合組織として構成された。DBBは公務員の現実的物質的利益を考慮し、社会政策につい

て活動的であった。D B Bのリーダーたちは一九一八年一月にすでに人民委員協議会(Rat der Volksbeauftragten)と関係をつけており、その関係はその後もひきつづいて拡大された。これらのリーダーは新たな「人民国家」に「Volksstat」に奉仕し、職業的公務員主義の維持、既存の公務員法の改革(ドイツ国についても)、物価騰貴に対応する給与改善を要求した。そのための陳情書や提案を政府および国民議会に提出した。それとともにD B Bは公務員の権利・義務を新しい情勢に適応させようと努力した。D B Bのリーダーたちはブルジョア的諸政党に入党した。議長E・レマース(Remmers)はD D D (Deutsche Demokratische Partei、ドイツ民主党)の党員となり、国民議会の議席をえた。かれはまたD D Pの幹部会のなかで、公務員層が幹部の座を保持すること……, dass die Beamtenschaft einen Vorstandssitz erhielt.を実現した。一九一九年五月一日から二三日まで、ベルリンで第一回D B B代表者大会が開かれた。この時点まで、一四名から成る執行部が連合の指導権をにぎっていた。この大会はそれまで実施された執行部の政策を承認し、定款と綱領的指導原則とを決定した。これらの定款や原則は非常に簡潔に書かれている。それは、綱領的項目や戦術的問題について意見のちがいが大きかったために一致がえられなかったからである。ここではD B Bが労働組合的基礎のうえに立つドイツ公務員の連合体として定義されており、原則としてタテの編成をとるとともに、ヨコの連合も可能であることが規定された。組織的な基礎となるのは職能専門組合(Fachverbände)と邦組合(Landesverbände)で、前者は「**「田柱」**」Säulen」とも呼ばれた。D B Bはヒルシュ・ドゥンカー派の「職員労働組合連合」Gewerkschaftsbund der Angestelltenと同じように、「政党政策的中立」parteilosigkeit Neutralität」というテーゼを確認し、社会民主党系の自由労働組合への加盟を拒否した。しかし、或る一定の問題については自由労働組合と提携する用意があることを宣言した。一月革命らしい自由労働組合総委員会との接触はおこなわれており、そのさい加盟の問題もとりあつかわれた。こうした接触は一九一九年にも続行されたが、しかし成果はなかった——と記されている。⁶⁶⁾

D B Bについてシュレーンの記すところを一九一九年の段階まで見たのであるが、ここでシュレーンは公務員を上級・

中級・下級の三層に分けて各層の保守性と革新性を中心として分析しようとしている。その分析のネライはほぼ妥当であろうが、なお具体性・実証性が不十分であるように思われる。シュレーンがあげている参照資料も一九二二年から後はD B Bの刊行した「事業報告」(Geschäftsbericht)などが含まれているが、一九二一年のところまではフリッツ・ヴィンタース (Fritz Winters) の書いた「ドイツ公務員連合——その発生と発展」(一九三二年刊)、ドイツ内務省の公務員問題顧問A・ファルケンベルクの「革命後のドイツ公務員運動」(一九二〇年刊)、D B Bの議長をしたエルンスト・レマースの「ドイツ公務員の組織的統一」(一九二八年刊)の三つの著書があげられているだけである。⁽⁶⁾ こうした資料の不足によるのであろうが、たとえば一九一八年から一九年、二〇年あたりのD B Bの組合員数がどれくらいあったかも記されていない。一九二一年に発行された「政治綱要」のなかにE・キューナート (Kühnert) が執筆した「公務員」という項目がある。そこでキューナートはD B Bについても述べているが、「D B Bの指導部はほとんどもっぱら中級および下級公務員の手中にある」(Die Bundesleitung liegt fast ausschliesslich in den Händen mittlerer und Unterbeamten.) と断じているのはシュレーンの分析との関連で興味ふかい。そのすぐあとにキューナートはD B Bが「一五〇万人以上の公務員を把握してゐる」(Der Deutsche Beamtendbund, der über 1½ Millionen Beamte umfasst...) と書いているが、そのよりどころは明らかにしていない。⁽⁷⁾ 本書は一九二一年の出版であるから、この数字はおそらく一九二〇年あたりのものであろう。

ファルケンベルクの「革命後のドイツ公務員運動」は上記のように一九二〇年に発行されたものであるが、そのなかに同年四月一日現在のD B B加盟組合が記載されている。ファルケンベルクは職能別に組合名を記しているだけであるが、一九二七年版の「ドイツ職業団体年報」によって創立年と本部所在地のわかる組合にかぎってそれをカッコ内に付記しておく。⁽⁸⁾

（鉄 道）

「ドイツ鉄道公務員労働組合連合」Gewerkschaftsbund deutscher Eisenbahnbeamten

（陸・海 軍）

「ドイツ陸海軍公務員連合」Deutscher Heeres- und Marine-Beamtenbund（一九一八年創立、本部ベルリン）⁽⁷³⁾

「海軍公務員組合」Marine-Beamten-Verband（一九一九年創立、本部ヘルリン）⁽⁷³⁾

（司 法）

「司法公務員連合」Justizbeamtenbund

「プロイセン司法官組合」Preussischer Richterverein（一九〇九年創立、本部ベルリン）⁽⁷⁴⁾

（警 察）

「プロイセン憲兵組合」Preussischer Gendarmenverein

「ドイツ警察官全国組合」Reichsverband der Polizeibeamten Deutschlands

「プロイセン警察・刑務所巡査部長・看守長組合」Verband der Polizei- und Kriminaloberwachmeister

Preussens

「邦警察行政各県駐在書記官組合」Verband der Sekretariatsbeamten der staatlichen Polizeiverwaltungen in den Provinzen

「プロイセン邦警察上級執行官組合」Vereinigung der staatlichen höheren Polizei-Exekutiv-Beamten Preussens

（郵 便）

「ドイツ国郵便・電信婦人公務員組合」Verband der deutschen Reichs-Post- und Telegraphenbeamtinnen

(一九一二年創立、本部ヘルリン)⁽²⁵⁾

「郵便・電信下級公務員組合」Verband der unteren Post- und Telegraphenbeamten

「ドイツ国郵便・電信中級公務員組合」Verband mittlerer Reichs-Post- und Telegraphenbeamten

(学 校)

「全ドイツ婦人教員組合」Allgemeiner deutscher Lehrerinnenverein (一九〇九年創立、本部ヘルリン)⁽²⁶⁾

「ドイツ国カトリック教員組合」Katholischer Lehrerverband des Deutschen Reiches (一八八九年創立、本部

ボーフト Bochum)⁽²⁷⁾

「大学卒業図画教員プロイセン邦組合」Landesverein akademisch gebildeter Zeichenlehrer Preussens

「プロイセン邦師範学校教員組合」Landesverein preussischer Lehrerbildner (一八七五年創立、本部フェルス

テンヴァルデ・アン・デア・シヒェルンノー Fürstenwalde a. d. Spree)⁽²⁸⁾

「プロイセン教員組合」Preussischer Lehrerverein

「ドイツ国内ユダヤ人教員組合連合会」Verband der jüdischen Lehrervereine im Deutschen Reich (一八九

五年創立、本部ヘルリン)⁽²⁹⁾

「プロイセン商工業教員組合」Verband Preussischer Gewerbe- und Handelslehrer

「ドイツ大学卒業商業教員組合」Verein deutscher Handelslehrer mit Hochschulbildung (一九〇八年創立、

本部エルバーフェルト Elberfeld)⁽³⁰⁾

(技術者組合)

「邦地質局アルバイツゲマインシヤンツ」Arbeitsgemeinschaft der staatlichen Geologischen Landesanstalt

「技術公務員・職員組合」Bund der technischen Beamten und Angestellten

「ドイツ国・邦機械係員・雇員組合」Verband der Reichs- und Staatsmaschinenisten und Anwärter

「プロイセン邦管工場技術鉱山・製錬所・製塩所公務員組合」Verband der technischen Berg-, Hütten- und

Salinenbeamten der preussischen Staatswerke

「ドイツ国印刷局員組合」Verein der Reichsdruckereibeamten (一九〇六年創立、本部ベルリン)⁽⁸¹⁾

(保険・銀行)

「ドイツ疾病基金公務員組合」Bund Deutscher Krankenkassenbeamten

「ドイツ国・邦・自治体銀行公務員労働組合連合」Kartell von Gewerkschaften der Beamten bei den Reichs-,

Staats- und Kommunalbanken (一九一九年創立、本部メンリッヘン)⁽⁸²⁾

「ドイツ国職員保険局公務員組合」Verband der Beamten der Reichsversicherungsanstalt für Angestellte

(Beamten-gewerkschaft 公務員労働組合) (一九一九年創立、本部ムルリッヘン)⁽⁸³⁾

「ドイツ・邦保険局員組合」Verband der Landesversicherungsbeamten Deutschlands (一九一九年創立、本

部カッセル Kassel)⁽⁸⁴⁾

(行 政)

「ドイツ行政官労働組合」Gewerkschaftlicher Bund deutscher Verwaltungsbeamten

「ドイツ国・プロイセン中央官庁行政官・職員労働組合」Gewerkschaft der Verwaltungsbeamten und Ange-

stellten der Zentralbehörden des Reichs und Preussens (一九一八年創立、本部ヘルリッヘン)⁽⁸⁵⁾

「ドイツ郡公務員全国組合」Reichsverband der deutschen Kreisbeamten (一九一九年創立、本部スヴェーデーネミ

ハンネ Swinemünde)⁽⁸⁶⁾

「プロイセン邦度量衡検定公務員組合」Verband preussischer Staats-Eichbeamten

「ドイツ国家公務員組合」Verein der Reichsbeamten

「プロイセン邦林務官組合」Verein preussischer Staatsförster

「プロイセン地方行政公務員・職員中央組合」Zentralverband der Beamten und Angestellten der preussischen Provinzialverwaltungen (一九一九年創立、本部ヘルムン)⁽⁸⁷⁾

「プロイセン自治体公務員中央組合」Zentralverband der Gemeindebeamten Preussens

(関税・租税)

「全ドイツ執達吏・徴税員組合」Allgemeine Vereinigung der Vollziehungsbeamten und Steuererheber Deutschlands

「ドイツ税関公務員組合アルハインズゲマインシャフト」Arbeitsgemeinschaft deutscher Zollbeamtenverbände

(その他)

「保護領公務員・植民地保安隊軍属組合」Verband der Schutzgebietsbeamten und Schutztruppenangehörigen

「ドイツ商工監督公務員組合」Verein deutscher Gewerbe-Aufsichtsbeamten (一九一九年創立、本部ヘルムン)⁽⁸⁸⁾

「上級公務員連合」Bund höherer Beamter

「下級公務員組合連合」Bund der Verbände der unteren Beamten

一九二〇年四月一日現在のDBB加盟職能別組合(Fachverbände)は上記のとおりであるが、ファルケンブルクはそのあとに、同じ時点におけるDBB加盟の邦別組合(Landesverbände)を列記している。⁽⁸⁹⁾ファルケンブルクは組合名を書いているだけであるが、ここでも一九二七年版の「ドイツ職業団体年報」で創立年と本部所在地のわかるものはカッコ内に付記する。

(アルテンブルク)

「ザクセン・アルテンブルク公務員・教員連合」Verband öffentlicher Beamten und Lehrer Sachsen-Altenburgs

(アンハルト)

「アンハルト公務員組合邦連合」Landesverband der Beamten-Vereine in Anhalt

(バーデン)

「バーデン公務員連合」Badischer Beamtenbund (一九一七年創立、本部カールスルーヒ)⁽⁸⁸⁾

(バイエルン)

「バイエルン公務員・教員連合」Bayerischer Beamten- und Lehrerbund

(ブラウンシュヴァイク)

「ブラウンシュヴァイク邦公務員連合」Beamtenvereinigung im Lande Braunschweig

(エルザス・ロートリンゲン)

「エルザス・ロートリンゲン被追放公務員連合」Bund der vertriebenen elsass-lothringischen Beamten

(ユータ)

「ユータ邦公務員組合連合」Verband der Beamtenvereine im Staate Gotha

(ハッセン)

「ハッセン公務員・教員組合邦連合」Landesverband der Beamten- und Lehrervereine in Hessen

(コーブルク)

「コーブルク自由邦公務員組合連合」Bund der Beamtenvereine im Freistaat Koburg

(リップス)

「リップヘ固定給者連合」Verband der Festbesoldeten in Lippe

(リューベック)

「リューベック公務員連合」Lübecker Beamtenbund (一九一八年創立、本部リューベック)⁽⁸⁷⁾

(メクレンブルク・シュヴェエリン)

「メクレンブルク・シュヴェエリン公務員連合」Beamtenbund für Mecklenburg-Schwerin (一九一九年創立、

本部シュヴェエリン・イン・メクレンブルク Schwerin i. M.)⁽⁸⁸⁾

(メクレンブルク・シュトレリッツ)

「メクレンブルク・シュトレリッツ公務員組合連合」Verband der Beamtenvereine in Mecklenburg-Strelitz

(マイニンゲン)

「ザクセン・マイニンゲン公務員邦連合」Landesverband der Beamten in Sachsen-Meiningen

(オルデンブルク)

「オルデンブルク公務員連合」Oldenburger Beamtenbund (一九一六年創立、本部デルメンホルム⁽⁸⁹⁾Delmenhorst)

(ロイス)

「ロイス公務員連合」Beamtinnenverband Reuss

(ザクセン)

「ドイツ公務員連合ザクセン邦グループ」Landesgruppe Sachsen des Deutschen Beamtenbundes

(シャウムブルク・リップヘ)

「シャウムブルク・リップヘ邦組合連合」Landessammelerverband Schaumburg-Lippe

(シュヴァルツブルク・ルーデルシュタット)

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動 (四) (小林)

「シュヴァルトツブルク・ルードルシュタット公務員連合」Beamtinnenverband von Schwarzburg-Rudolstadt

(シュヴァルトツブルク・ゾンダースハウゼン)

「シュヴァルトツブルク・ゾンダースハウゼン公務員連合」Beamtinnenbund für Schwarzburg-Sondershausen

(ヴァルデック)

「ヴァルデック邦公務員連合」Verein Waldeckischer Staatsbeamten (一九〇八年創立(本部アーロルゼンArolsen)^(註))

(ワイマル)

「ザクセン・ワイマル公務員組合連合」Bund der Beamtinnenvereine in Sachsen-Weimar

(ヴェルテンベルク)

「ヴェルテンベルク公務員・教員・下級公務員組合連合」Verband württembergischer Beamten-, Lehrer- und

Unterbeamtinnenvereine

一九二〇年四月一日現在のDBB加盟組合をみてきたのであるが、同年三月一三日にはカップ一揆がはじまっていた。この一揆とDBBとの関係についてシュレーンはつぎのように書いている。——一九二〇年のカップ一揆はすべての組織に明確な決定を迫ったが、この一揆によってDBBの内部に存在する政治的戦術的な意見の相違はにわかには表面化した。公務員、とくに下級公務員のなかのいくつかの部分は事件の展開の危険性を見て、労働者階級および民主的勢力と提携して共和政を防衛する用意をしていた。しかし、DBBの幹部のなかにも、軍事独裁制の樹立と君主制の回復とに同意しない勢力も存在した。二、三のリーダーは社会民主党系の労働組合と親密な関係にあり、それらの組合に共感していたし、またリーダーの比較的大きな部分 (ein grösserer Teil) は戦術的考慮によって、君主制を唱える一派の極端に反動的

な政策には反対していた。こうした前兆のもとに、一揆勃発の翌日、すなわち三月一四日ベルリンで執行部は特別会議を開いた。選出されていた執行部員三〇名のうち一六名が出席した。わりと長い討論のち反対三票で決議が採択された。その決議はドイツ国政府を支持すること、ストライキに賛成することを用心ぶかい表現で述べていた。いわく、「(上略)さらにこれらの労働組合は、憲法にしたがって成立した政府権力が存在しないところではいざこにおいても、合憲の状態が回復されるまで、労働拒否の手段をとることを宣言する」と。執行部は部員のなかから七名の委員と六名の補欠委員 (Ersatzmänner) とを選出して行動委員会 (ein Aktionsausschuss) を結成し、この委員会はただちにドイツ国政府および社会民主党系の自由労働組合と連絡をとった。ベルリンに残留した行動委員会代表者たちはADGB (全ドイツ労働組合同盟) と自由職員組合アルバイツゲマインシャフトとが出した要求に賛同した。DBB行動委員会のメンバーと自由労働組合とのあいだに協力がすすんだ。その結果DBBの最も反動的なリーダーたちは、一九二〇年三月二三日の執行部会議で行動委員会の解散を貫徹するにいたった。一九二〇年四月五日、DBB執行部の代表者たちが自由労働組合および両社会民主党との協議に参加し、そこに提出されたドイツ国政府への要求書に署名したとき、DBB内の最も反動的なブルジョアの勢力は、それぞれの組合のなかにいるかれらの味方を組織し、反撃に移った。かれらはあらゆる手段をつくして自由労働組合との提携と民主的統一戦線の結成とを阻止しようとしたのである。かれらはそれに成功した。というのは、一揆のあいだの具体的状況のなかで単に戦術的な理由だけでドイツ国政府支持に賛意を表していたすべての連中がDBBのなかでかれらを支援したからである。一九二〇年四月五日および一三日の集会でDBB議長とDBB指導部の変更とが要求され、一つの決議が採択された。その決議によると、DBBは将来なんらかの政党の署名のある文書には絶対に署名してはならないことになっている。このことは、DBBがその署名によって厳密な政党政策の中立の路線を放棄した、というテーゼで理由づけられた。一九二〇年四月のうちに、加盟組合の多数派を代表する一七の大きな職能別組合が特別集会を開催し、その席で臨時代表者会議に備えて同じような要求が出され、さらに精密化された。その政治路

線はけっきょく一九二〇年五月二六日から二八日までおこなわれたD B B代表者大会で貫徹された。新指導部が選出され、「ドイツ教員組合」の指導的メンバーであったW・フリーゲル (Flügel⁹⁵) がD B B議長をひきうけた。この大会では、自由労働組合および労働者階級との提携に反対した勢力、また共和制を帝国主義的権力関係の維持に適する国家形式と見なした勢力が勝利したのである。このうち公務員の大きな諸グループがD B Bを脱退するにいたった事情の出発点はこちらにあった。一九二〇年のうちにすでに「上級公務員連合」Bund der höheren Beamten⁹⁶はD B Bを脱退し、一九二一年に他の公務員諸グループとともに「上級公務員全国連合」Reichsbund der höheren Beamtenを結成し、その議長にはのちにD V P (ドイツ国民党 Deutsche Volkspartei) の議長となったヘルンスト・シュルツ (Ernst Scholz) が就任した。一九二二年にはこの全国連合に一〇二の組合が加盟しており、それはドイツの上級公務員のおよそ $\frac{2}{3}$ に該当し、組合員総計は約六万名にのぼった。この連合は明白な地位組織 (Standesorganisation) としてとどまった。D B Bのメンバーのうち自由労働組合に共感しているものの多数は、D B B指導部がドイツ史上はじめての公務員ストライキに反対したのち、脱退した。このストは一九二二年にD B B加盟の「ドイツ鉄道公務員・雇員全国労働組合」Reichsgewerkschaft Deutscher Eisenbahnbeamten und -anwärter によっておこなわれた。かれらは他のグループとともに一九二二年六月一八日「全ドイツ公務員連合」Allgemeiner Deutscher Beamtenbundを創立した——とシュレーンは記述している⁹⁷。

シュレーンは公務員を上級・中級・下級に分けて各層の保守性と革新性を中心として分析しようとしていた。下級公務員は概して革新性をもち、上級公務員はおおむね保守性というよりむしろ反動性をつよくもっているときれていた。ところが一九二〇年から二一年にかけての動きでは、上級公務員の組合がD B Bを脱退している。これはいかなる理由によるのであろうか。シュレーンは、かれらの結成した組合連合が「地位組織」としてとどまったという点に上級公務員の限界をみているようであるが、それ以上の分析はおこなっていない。それは、この場合にも資料の不足によるのかもしれない。

い。参考文献のところにシュレーンがあけているのは、ここでもヴィンターズとファルケンベルクとレマースの三人のそれぞれ著書だけである。

エミール・レーデラーとヤーコプ・マルシャークは一九二六年刊行の「社会経済学綱要」に寄稿した「新中間層」のなかで、社会民主党系の公務員組合上部組織「全ドイツ公務員連合」について簡単にふれている。それによると、この連合には一九二三年に二〇組合が加盟しており、そのなかには非常に有力な組合も含まれている。組合員総数三五四、〇〇〇名。そのうち二〇万名は「ドイツ鉄道公務員・雇員全国労働組合」に属しているという。またレーデラーたちは一九二三年におけるD B B加盟の大きな組合として下記のものをあげ、その組合員数をカッコ内に記している。⁽⁸⁾

「ドイツ国有鉄道公務員労働組合」Gewerkschaft deutscher Reichsbahnbeamten (約八〇、〇〇〇名)

「郵便・電信公務員全国組合」Reichsverband der Post- und Telegraphenbeamten (一二〇、〇〇〇名)

「ドイツ警察公務員連合」Deutscher Polizeibeamtenbund (一〇六、〇〇〇名)

「ドイツ教員組合」Deutscher Lehrerverein (一五二、〇〇〇名)

「自治体公務員全国連合」Reichsbund der Kommunalbeamten (一六六、〇〇〇名)

一九二三年に刊行されたパウル・ヘレ編「政治辞典」の「公務員」の項を執筆したフリードリッヒ・ヴォルフシュテイク (Friedrich Wolfstieg) は、一九二二年における公務員の上部組織として、つぎの六つをあげている。

(a) 「ドイツ公務員連合」Deutscher Beamten-Bund

一九二二年の議長は教師フリューゲル (Flügel)。事務局はヘルリン、S 四二、オラーニエン街一四〇。最大の組合。原則としてすべての政治的共同体 (politische Gemeinwesen)、公法的団体 (öffentlich-rechtliche Körperschaften)、教会および社会保険のすべての公務員 (alle Beamten) を包括する。政党政策上および信仰上の問題を排除し、労働者および民間職員の労働組合のすべてと協力する (zusammengehen)。タテには大きな職能部門 (郵便

・司法など)の労働組合に編成され、ヨコには邦別の組合(Landesverbände)、地区の組合連合(Kartell)に編成されている。一九二二年一月一日現在で四〇の職能組合(Fachverbände)と一七の邦組合(Landesverbände)を傘下にもち、組合員総計一、一三〇、〇五四名。公務員ストライキの問題にたいする従来の不明確な態度は、一九二二年の第三回大会ではげしい意見の対立のもとに論議されて決着がついた。そのさい圧倒的多数は、執行部がとったスト反対の見解に賛成した。

(b) 「ドイツ公務員・邦職員労働組合総連合会」Gesamtverband deutscher Beamten- und Staatsangestellten-Gewerkschaften

一九二二年の議長はグツチェ(Gutsche)。事務局はベルリン・ヴィルマースドルフ、カイザーアレー、二五。「ドイツ労働組合同盟」Deutscher Gewerkschaftsbundに加盟。この同盟は中央党(Zentrumspartei)を基礎とし、雇用の経済的社会的向上のほか、キリスト教的世界の育成を目的とする。一九二二年の組合員数約三五万名。

(c) 「ドイツ労働者・職員・公務員組合連盟」Gewerkschaftsring deutscher Arbeiter, Angestellten- und Beamten-Verbände。事務局はベルリン、グライフスヴァルダウ街、二二二—二三。「ドイツ労働組合連合」(ヒルシュ・トゥンカー派)Verband der deutschen Gewerksvereine (Hirsch-Duncker)「全鉄道員組合」Allgemeiner Eisenbahnerverbandを含む「職員労働組合連合」Gewerkschaftsbund der Angestelltenより成る。組合員合計七〇万名。社会的、自由主義的、民族的土台の上に(auf sozialen, freiheitlichem und nationalem Boden)立ち、政党政策・宗教政策・種族政策(Rassepolitik)を排除し、公務員の利益促進をめざす。

(d) 「全ドイツ労働組合同盟」Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund。事務局はベルリン、ヘンゲルルーファー一五。社会民主党系の大組織。これに加盟するもの——「ドイツ鉄道員連合」Deutscher Eisenbahnerverband。

(e) 「上級公務員全国連合」Reichsbund höherer Beamter。一九二二年の議長はドイツ国大臣(現職)シヨルト

(Scholz) 博士。事務局はベルリン・シュテークリッツ、ゲリルパルツァー街一五。政党政策的ならびに信仰的運動を排除し、一切の共通の職業的、法律的、経済的問題について上級公務員を代表する。二〇の邦組合と職能組合 (Landes- und Berufsverbände) を傘下にもち、組合員約一〇万名。

(f) 純粋に経済的目的のために結成された大組織として「ドイツ公務員経済連合」Deutscher Beamten-Wirtschaftsbund があつた。一九二二年のはじめ、いくつもの公務員経済組合 (Beamten-Wirtschaftsvereine und Verbände) を傘下にもち、組合員合計一五〇万名。活動分野は住宅および住宅地事項、貨幣経済、クレジット援助、消費・保険事項、保養所、病人看護、田舎滞在など。事務局はそれぞれにあるが、本部はベルリン^⑧。

このヴォルフシュテークの分類では(c)と(d)との書き方が不適當である。(c)はハルトフィールの組織図式でいうと自由主義的民族的労働組合の系統であるから、その公務員上部組織としては「ドイツ公務員組合連盟」Ring deutscher Beamtenverbände を記載すべきなのに、労働者と民間職員と公務員をひっくるめた最上部組織をあげている。また(d)は、ハルトフィールの図式でいえば社会主義的労働組合の系統であるから、公務員上部組織としては「全ドイツ公務員連合」Allgemeiner Deutscher Beamtendbund をあげるべきなのに、ここでも労働者・民間職員・公務員三者の最上部組織を記載しているからである。しかし、ヴォルフシュテークの記述によって(a)(b)(c)の一九二二年の状態がいくぶんでもわかるのはありがたい。

八

ワイマル共和政の第一期における民間ホワイトカラーについては本稿の五および六でも触れたが、一九二三年刊の「政治辞典」に「民間職員運動」Angestelltenbewegung の項を寄稿したアドルフ・ギュンター(Adolf Günther)は、民間職員組合の上部組織についてつぎのように書いている——

(1) 「全自由職員連合」Allgemeiner Freier Angestelltenbund (フリーマ・ブント、Afabund) 傘下の組合に(一九二一年)六〇万名の組合員をもつ。それらの加盟組合のうちには以前の組織が合併したのも二、三ある。(たとえば「技術者組合」Technikerverband と「技術工業職員組合」Bund technisch-industrieller Beamten とは合併して「技術職員組合」Bund der technischen Angestellten und Beamtenとなった。)フリーマ・ブントには「ドイツ職長組合」Deutscher Werkmeisterverband も加盟している。この組合は、以前に一時ライプツヒヒの「ドイツ商店員組合」Verband Deutscher Handlungsgehilfenおよびヒルシュ・ドワンカー派の「ドイツ労働組合連合」Verband der Deutschen Gewerkevereine と密接な関係にあった。またフリーマ・ブント加盟組合のなかの最大組織として、自由労組系の組合の合併によって生まれた「職員中央連合」Zentralverband der Angestellten がある。その組合員は四〇万名。

(2) 「職員労働組合連合」Gewerkschaftsbund der Angestellten 組合員四〇万名。その傘下にはいくつかの古く大きな商店員組合と「ドイツ商人組合」Verein deutscher Kaufleute をもっている。前者の商店員組合は元來その組合員のなかに雇主をふくんでいる。後者の「ドイツ商人組合」は、以前にはヒルシュ・ドワンカー派の「ドイツ労働組合連合」と提携していたが、すでにそれから離れている。しかし、この「職員労働組合連合」という上部組織は自由主義的民族的 (freihetlich-national) な根本志向をもつ、最上部組織として「ドイツ労働者・職員・公務員組合連盟」„Gewerkschaftsring“ (Gewerkschaftsring deutscher Arbeiter, Angestellten- und Beamten-Verbände) に加盟している。そして部分的には (z. T.) 民主的リーダーたみ (demokratische Führer) によって指導されている。

(3) 「ドイツ職員労働組合総連合会」Gesamtverband deutscher Angestelltengewerkschaften 組合員四〇万名。この総連合会の中核は「ドイツ国民商店員組合」Deutschnationaler Handlungsgehilfenverband である。総

連合会はキリスト教的な諸労働組合（ドイツ労働組合同盟 Deutscher Gewerkschaftsbund）を最上部組織としてカ
ルテル（連合）関係をむすんでいる。

以上三つの上部組織に加盟していないのは、比較的小さな組合だけである。

とギョンターは述べ、そして「今日ではドイツ民間職員の $\frac{3}{4}$ 以上が組合に組織されていると考えてよいであろう。こ
の組織率は労働者の場合よりも高い。労働者の組織率はせいぜい $\frac{2}{3}$ であろうから」と書いて⁽²³⁾いる。なおギョンターが
あげている組合員の概数で、特記していない部分は一九二二年のものであろう。

東ドイツで昨年出版された「ドイツ史・ドイツ労働運動史事典」の Allgemeiner freier Angestelltenbund（アー
ファ・ブント）の項をみると、このブントは「一九二一年一月三日ヴェルデンで開催された第一回アーファ・ブ
ント大会で成立した」(…: entstand am 3. Okt. 1921 in Düsseldorf auf dem 1. Kongress des AfA-Bundes…)と
書かれている。⁽²⁴⁾正式の成立はたしかに一九二一年一月三日であるが、アーファ・ブント自身で一九二一年に刊行した
ブルーノー・シュース（Bruno Süß）著「職員運動における解明」によると、一九二〇年十一月六日および七日に「自
由職員組合アルバイツゲマインシャフト」の執行部会議（Vorstandskonferenz）が開かれて、加盟組合の執行部の代表
が集まった。その席でつぎの六条にわたる決議が採択された。（シュースはアプフホーザー（Aufhäuser）およびクリ
ンゲン（Klingen）とともに「自由職員組合アルバイツゲマインシャフト」の執行部の一人である。）

第一条 自由労働組合的職員組合アルバイツゲマインシャント（Arbeitsgemeinschaft der freigewerkschaftli-
chen Angestelltenverbände）は将来

全自由職員連合（アーファ・ブント）Allgemeiner freier Angestelltenbund（AfA-Bund）

という名称を用いるべきである。

第二条 宗教的および政党政策的努力は排除される。（Religiöse und parteipolitische Bestrebungen sind

ausgeschlossen.) アーファ・ブントは共通の目的を達成するために、他の労働組合的、政治的そのほかの組織がアーファの目的のワク内で行動するかぎりにおいてそれらの組織と、その時どきに提携することができる。

第三条 加盟している各労働組合は、アーファ・ブントの金庫に組合員一人あたり毎日一五ペニツヒの分担金を支払わなければならない。

第四条 経常費の金額はアーファ・ブントの組合大会 (Gewerkschaftskongress) で決定される。特別の財政的必要を充たすためのアーファ・ブントへの特別分担金については、定款第一六条による代表者会議が決定する。

第五条 アーファ・センター (AfA-Zentrale) 設立のため、組合員一名につき一二ペニツヒの一回限りの分担金を徴収すべきである。

第六条 アーファ組織を編成するために代表者会議 (Vertreteritzung) が用意されている。加盟組合はこの代表者会議につきの数の代議員権をもつ。

組合員 二〇、〇〇〇名まで……………代表者	二名
五〇、〇〇〇名まで……………	三名
七五、〇〇〇名まで……………	四名
一〇〇、〇〇〇名まで……………	五名
二〇〇、〇〇〇名まで……………	六名
三〇〇、〇〇〇名まで……………	七名
四〇〇、〇〇〇名まで……………	八名
五〇〇、〇〇〇名以上……………	九名

このブルーノー・ジュースの著書は一九二一年一〇月三日の大会にそなえてその前に出版されたものであるにもかかわ

らず、その出版元はすべて Allgemeiner freier Angestelltenbund と明記されている。したがってアーファ・ブントの形式上の創立は、東ドイツの「事典」の記述のように一九二一年一月三日であるが、事実上の創立は一九二〇年一月七日と考えるべきであろう。このことは、一九二一年四月二日にADGB（全ドイツ労働組合同盟）とアーファ・ブントとの組織契約によっても確認される。それは一九二二年一月三日の第一回アーファ・ブント大会より半年近くも前であるにもかかわらず、

組織 契約

全ドイツ労働組合同盟 (ADGB、本部ベルリン) と全自由職員連合 (AfA-Bund、本部ベルリン) との間に締結。

Organisationsvertrag

zwischen dem Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB), Sitz Berlin und dem Allgemeinen freien Angestelltenbund (AfA-Bund) Sitz Berlin.

という書き出しではじまり、終りもひきのよりに記されている。

ベルリン、一九二二年四月二日

全ドイツ労働組合同盟執行部

(署名) Th. ライパルト

全自由職員連合執行部

(署名) S. アウフホイザー ⁽¹⁰³⁾

(署名) ブルーノー・ジュース

(署名) フランツ・クリンゲン

Berlin, den 12. April 1921.

Der Vorstand des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes.

gez.: Th. Leipart.

Der Vorstand des Allgemeinen freien Angestelltenbundes.

gez.: S. Aufhäuser. gez.: Bruno Süß. gez.: Franz Klinggen. (21)

すなわちフリーマ・ブントはすでに事実上うりばに存在し、活動しているのである。したがって東ドイツの「事典」の記述は不充分であり、誤解にみちびく恐れをあるといわなければならぬ。

さらに東ドイツの「ドイツ史・ドイツ労働運動史事典」には、つぎのように記されている——フリーマ・ブントの議長はシーシフリート・マウフカイザー (Siegfried Aufhäuser) であつた。フリーマ・ブントは一九二一年に一四の職能組合 (Berufsverbände) を傘下にもち、組合員は約七十五万名であつた。加盟している独立の組合は、ドイツ職長組合 (der Deutsche Werkmeisterverband) / 職人頭・職長・坑夫頭組合 (der Polier-, Werk- und Schachtmeisterverband) / マインツ船舶エンジニア組合 (der Verband deutscher Schiffingenieure) / マインツ船長・操舵士組合 (der Verband deutscher Kapitäne und Steuerleute) 及び靴工業職長組合 (der Werkmeisterverband der Schuhindustrie) のように、大部分は経済および管理の指導的職員の組織であつた。(Die angeschlossenen selbständigen Verbände waren grösstenteils Organisationen leitender Angestellter der Wirtschaft und Verwaltung, ……) さらにフリーマ・ブントには、マインツ劇場従業員組合 (die Genossenschaft deutscher Bühnengehöriger) / 国際芸人組合 (die Internationale Artistenloge) / マインツ合唱団員・舞踏家組合 (der Deutsche Chorsänger- und Tänzlerbund) / 職員中央連合 (der Zentralverband der Angestellten) / 全ドイツ銀行職員組合 (der Allgemeine Verband der deutschen Bankangestellten) のように、文化的分野および銀行・管理分野に勤務している人びとの

労働組合組織が加盟していた。これらの職能組合はさうに下部でそれぞれの専門グループ (Fachgruppen) に編成されていた。アーファ・ブントの最高機関は職員議会 (Angestellten Parlament) で、これはアーファ・ブントのそのついで大会でそれぞれの職能組合の代議員によって構成された。大会と大会との中間期間にはアーファ・ブント委員会 (AfA-Bundesausschuss) がアーファ・ブントの指導をひきうけた。この委員会はそれぞれの中央連合組合 (Zentralverbände) の代表団 (Delegationen) がいくつも集まって構成されていたが、執行機関としてのアーファ・ブント執行部 (der AfA-Bundesvorstand als Exekutive) は大会によって選出された。その執行部のメンバーは、個々の組合にたいしてではなく、ただアーファ・ブントにたいしてのみ、責任を負っていた。最下部の小管区グループ (Ortsgruppe) がいくつを集まると一つのアーファ中管区カルテル (AfA-Ortskartell) を構成し、また中管区は一三のアーファ大管区カルテル (AfA-Bezirkskartell) のなかに所属していた。アーファ・ブントは産業別組合の結成を拒否した。アーファ・ブントの「自由労働組合の原則」(Freigewerkschaftliche Grundsätze) のなかでは、アーファ・ブントの組合員が労働者階級 (Arbeiterklasse) に所属するということが強調されており、職員は企業家と労働者とのあいだの中間的地位ともいいうべきもの (eine Mittelstellung) を占めるといふ解釈はしりぞけられた。アーファ・ブントは生産手段の私有にもとづいて存在する搾取をはげしく非難し、その綱領のなかで、社会関係をもっぱら漸進的のみに変更するという政策 (Politik der ausschliesslich evolutionären Veränderung der gesellschaftlichen Verhältnisse) に賛成した。この政策は改良主義的労働組合のなかでひろくおこなわれているものである。アーファ・ブントは一九二九年には約四二五、〇〇〇名の組合員を登録していた。ブントは一九二三年いらい、独立性を保持しつつ連合 (カルテル) 契約によって全ドイツ労働組合同盟 (ADGB) と提携していた。(下略)⁽¹⁰⁶⁾ というのである。

この「事典」の記述ではエアハルト・シュレーンが公務員の場合に強調した上級公務員と下級公務員との意識のちがいというような視点は見られない。また「職員中央連合」は他の組合と列記されているだけであるが、さきに見たように

「政治辞典」のなかのギュンターの記述によると、その組合員数は約四〇万名で、アーファ・ブントのなかでは最大の組織であった。⁽¹⁰⁶⁾ ブント全体の組合員数はギュンターによれば一九二一年六〇万名、東ドイツの「事典」によれば同じく一九二一年七五万名とずいぶんちがうが、いずれにしても「職員中央連合」は大きな比率を占めるわけである。なお同じ「政治辞典」で *Arbeitnehmerverbände* (雇業者組合) の項を執筆したヴィルヘルム・レヒリン (Wilhelm Rechlin) は一九二二年一〇月一日現在のアーファ・ブント組合員数を約七五万人としている。⁽¹⁰⁷⁾

アーファ・ブントが一九二八年に出版した「全自由職員連合の組織と制度」によると、「職員中央連合」*Zentralverband der Angestellten* (ZdA.) は三つの組合の合併によって一九一九年九月九日に結成され、本部はベルリンにある。三つの組合は

「ドイツ男女商店員中央組合」*Zentralverband der Handlungsgehilfen und Gehilfinnen* (本部ハンブルク、一九一七年六月七日創立)

「ドイツ事務職員組合」*Verband der Büroangestellten Deutschlands* (本部ヘルリン、一九一四年一月一四日創立)

「ドイツ保険職員組合」*Verband der Deutschen Versicherungsbeamten* (本部シエンヘン、一九〇八年九月七日創立)

である。ちなみに一九二二年五月二九日には一九一五年創立の「全ドイツ書籍商店員組合」*Allgemeine Vereinigung deutscher Buchhandlungsgehilfen* (のち「書籍販売・出版・新聞業職員組合」*Angestelltenverband des Buchhandels, Buch- und Zeitungsgewerbes* と改称) が「職員中央連合」に合併された。⁽¹⁰⁸⁾

東ドイツの「ドイツ史・ドイツ労働運動史事典」がふれているアーファ・ブントの「自由労働組合的原则」はつぎのよう書かれている。⁽¹⁰⁹⁾

自由労働組合の原則

(一)

(1) 自由職員労働組合は、現存の私的資本主義の経済秩序を今日の経済的社会的窮乏の根本原因と見なす。この経済秩序は諸国民(die Völker)をつぎの二階級に分けている。

(a) 一方では資本家、すなわち生産手段・金融資本・土地の所有者である。かれらはそこから不労所得、すなわち利子、地代および利潤をひきだしている。

(b) 他方ではあらゆる社会的財貨の生産者、すなわち無産の雇用者がいる。かれらはただ自分たちの労働力のみならず所得によって生活している。

(2) 資本家階級の優越によって雇用者は

(a) 生産収益の分け前の増加のため

(b) いっそう有利な労働条件をかちとり、いっそう不利な労働条件を拒否するため

(c) 労働する人間を資本主義的賃労働の有害な作用から法的に保障するため

の闘争のなかで、同じ職業の仲間が団結して自由労働組合を結成せざるをえなくなる。

(3) 職員の自由労働組合は、私的資本主義の経済秩序のなかでは、その目的とする下記のことの完全なる達成が不可能であることを認める。

(a) 効力をうしなした所有(der tote Besitz)の特権よりも労働する人間の特権のほうを遠慮なく承認すること

(b) 全体を犠牲とする不労所得を除去すること

(c) 経済指導の共同経済的秩序 (die gemeinwirtschaftliche Ordnung)

(d) 賃金関係・労働関係のあらゆる問題の決定に雇用者 (die Arbeitnehmer) が参加すること

(e) 財貨の生産および分配のコントロール

それゆえに職員の自由労働組合は、組合員のために全力をつくして、計画的なる需要充足経済をつくり出すために努力する義務を負う。しかし、これらの組合は、労働する人民 (das arbeitende Volk) の最適の代表たる労働組合が経営協議会 (die Betriebsräte) と協力し、ともに共同経済 (die Gemeinwirtschaft) の担い手となるべきのみ、この目的が達成されうると考える。

(4) アーファ・ブントに加盟した労働組合は、一切の中間層的考え方 (alle mittelständlerischen Gedankengänge) を拒否して、下記のことのために職員を教育しなければならない。

(a) 資本と労働とのあいだの階級矛盾は調停できなから (unüberbrückbar) ことを認識するために

(b) あらゆる頭脳労働者と筋肉労働者 (Kopf- und Handarbeiter) の犯ヤンかひゆる連帯 (die unverbrüchliche Solidarität) のために、これらの組合は経済的社会的教養を促進し、職員を訓練して経済の社会化を達成する場合の任務 (ihre Aufgabe bei der Herbeiführung der Vergesellschaftung der Wirtschaft) にたぎるようにならなければならない。

(5) その目的および要求を共同達成するために、また経済的社会的闘争において助けあうために、ドイツ職員の自由労働組合は

全自由職員連合 (アーファ・ブント) Allgemeiner freier Angestelltenbund (AfA-Bund)

を結成する。

この連合は「全ドイツ労働組合同盟」と組織的に提携し、また自由労働組合に加盟する筋肉労働者の代表として「国

際労働組合同盟」Internationaler Gewerkschaftsbund（本部アムステルダム）と組織的に協力して、資本主義に反対し社会主義に賛成する闘争において、自由労働組合に属するすべての雇用者の統一戦線を構成する。

(二)

職業別にタテに編成されたアーファ・ブント加盟組合は、ヨコには一五の産業別グループに細別される。アーファ加盟組合の産業別グループ編成は、完全に統一あるプランによっておこなわれる。自由労働組合の経営協議会センター(Betriebsrätezentrale)がつぎのように分類されることこそ、このプランの基礎とされねばならない。

- (1) 銀行業・保険業および商業
- (2) 建築業および石材工業
- (3) 被服工業および繊維工業
- (4) 化学工業
- (5) 自由業 (freie Berufe)
- (6) グラフィック業 (graphisches Gewerbe) および紙工業
- (7) 木材工業
- (8) 農業
- (9) 食料品工業および嗜好品工業
- (10) 皮革工業
- (11) 金属工業
- (12) 国および自治体の官庁と施設

(13) 交 通

(14) 鉱業、冶金工場、および製塩所

(15) 社会保険

小管区 (Ort) の個々のアーファ加盟組合の同種の産業別グループは、共同のグループ会を設置し、最高五人の組合員より成る共同のグループ委員会を選挙し、そのトップに一名の長 (Obmann) をおく。

小管区の産業別グループの長は、中管区カルテルの代表者会議に審議権をもって (mit beratender Stimme) 参加する。

或る小管区において個々の産業別グループが弱くしか代表されていない場合には、中管区カルテルの決議によって類似のグループの加入がおこなわれうる。

産業別グループはまた細分されうる。しかし、この細分はすべての小管区において一つのプランに従って統一的になされねばならない。このプランはアーファ代表者会議が関係グループの協力をえて定める。

小管区の産業別グループは五名より成る全国グループ委員会 (Reichsgruppenausschuss) を設置する。その委員会の本部は、できるかぎり当該の生産部門にとって重要な小管区におかれねばならない。

個々の産業別グループの全国会議 (Reichskongress) は、関係あるアーファ加盟組合によって共同で開催される。アーファ・ブント内に産業別グループの結成がおこなわれると、ただちに産業別グループの代議員を代表者会議および労働組合会議 (Gewerkschaftskongress) に編入しなければならない。

産業別グループはその産業部門の特殊問題、殊に経済政策的種類の問題にとりくまねばならない。そのグループは、その産業部門における労働組合活動にあたって準備と交渉に参加するが、個々の労働組合において定款に定められた機関の決定権はそのために影響をうけない。

産業別グループは経営協議会が労働組合と協力することを促進する任務をもつ。

全自由職員連合（アーファ・プント）と全ドイツ労働組合同盟（ADGB）とによって、一つの共同の経営協議会センターが維持される。このセンターは定められた基準のワク内で、また自由労働組合の経営協議会会議の決議のワク内で、その活動をおこなわなければならない。

(三)

(1) 労働組合的な職員組織の定款は、雇用者のみが加盟資格を取得しうることに、しかも性・信仰・人種・政党・国籍・素養（Vorbildung）による差別のないことを明瞭に認識させなければならない。

これまで企業家を組合員として受入れた組織は、労働組合として承認されようとする場合には、それらの企業家を排除しなければならない。

(2) 労働組合的組織は、企業家から一切の間接的あるいは直接的援助を受けないものでなければならない。このような援助は、なканずく特別の組合目的のための贈与において、また疾病金庫や組合の職場紹介のような特別の組合制度の援助のさいに見られる。

(3) およそ労働組合的組織は、場合によってはいつでも労働組合的ない切の闘争手段にうったえる用意がなければならない。この用意は綱領により、また定款に従って認識されうるようにしておかねばならぬ。綱領によってというのは、その組合がいつでもこれらの手段にうったえる用意があることに疑いの余地を残さないことであり、定款に従ってというのは、組合が労働組合的闘争手段を用いる場合のために、ストライキ扶助・連帯扶助・解雇者扶助の形で援助する用意があることを規定しておくことである。

(4) およそ労働組合は、雇主にたいする雇用者の利害の共通性という原則を承認し、そこから出てくる全雇用者の連帯

性を承認しなければならない。ゆえに、直接生産労働者 (Arbeiterschaft) に与える特権をかつとること (統一的労働法と統一的社会保険とに反対し、公共的職場紹介に反対すること) を課題とする組織は、真に労働組合的なる精神を示す最も確実な兆候たる統一的雇用者政策の原則に反する。中間層政策 (Mittelstandspolitik) と労働組合政策とは、およそ考えられるかぎり最もはなはだしく対立するものである。

註

- (67) Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Handbuch der Geschichte der bürgerlichen Parteien und anderer bürgerlichen Interessensorganisationen vom Vormärz bis zum Jahre 1945. Herausgegeben von einem Redaktionskollektiv unter der Leitung von Dieter Fricke. (VEB Bibliographisches Institut, Leipzig, 1968) Band I, S. 422. なおシュタント (Stand) は「身分」「階層」と訳すべき場合もあるが、本稿では「地位」と訳した。公務員は公務員とて職業 (Beruf) によって他の職業に従事する人びとと社会的地位 (Stellung, Position) がちがうとて意識をもちやすい。同じ公務員でも上級・中級・下級の公務員はそれぞれ他の級の公務員とは社会的地位がちがうという意識をもちやすい。こうした職業や階層 (Schicht) による所得・教養・生活様式などのちがうにもとづく社会的地位の相違を強調することがシュレーンのごう「メンタンの自負心」である。(ただし Mittelstand の場合シュタントは階層とて意味にとりて中間層と訳したほうがよいと思われ⁹⁾)
- (68) Ibid., S. 423.
- (69) Ibid., S. 428. Winters, Fritz: Der Deutsche Beamtenschaft — Seine Entstehung und Entwicklung, Berlin 1931. Falkenberg, A.: Die deutsche Beamtenschaft nach der Revolution, Berlin 1920. Remmers, Ernst: Die organisatorische Einheit der deutschen Beamten, Berlin 1928.
- (70) Handbuch der Politik. Berlin 1921 (Verlag: Dr. Walther Rothschild). Vierter Band: Der wirtschaftliche Wiederaufbau, (Kühnert, F.: Der Beamte) S. 474.
- (71) Falkenberg, S. 118 f. Jahrbuch der Berufsverbände im Deutschen Reiche. Ausgabe 1927. (36. Sonderheft zum Reichsarbeitsblatt) Herausgegeben von der Reichsarbeitsverwaltung. SS. 114-135.

- (72) Jahrbuch, S. 132. (一九二六年の組合員三、〇〇〇名)
- (73) Ibid., S. 133. (一九二六年二、一〇〇名)
- (74) Ibid., S. 128. (一九二六年六、一八五名)
- (75) Ibid., S. 124. (一九二六年三八、五五九名)
- (76) Ibid., S. 130. (一九二六年三〇、一一〇名)
- (77) Ibid., S. 131. (一九二六年二四、〇〇〇名)
- (78) Ibid., S. 130. (一九二六年六六八名)
- (79) Ibid., S. 131. (一九二六年八〇〇名)
- (80) Ibid., S. 132. (一九二六年九一五名)
- (81) Ibid., S. 118. (一九二六年一六〇名)
- (82) Ibid., S. 120. (一九二六年七、八八〇名)
- (83) Ibid., S. 133. (一九二六年五五〇名)
- (84) Ibid., S. 133. (一九二六年二、七〇〇名)
- (85) Ibid., S. 116. (一九二六年二、四四九名)
- (86) Ibid., S. 116. (一九二六年四、一八一名)
- (87) Ibid., S. 117. (一九二六年一〇、〇〇〇名)
- (88) Ibid., S. 119. (一九二六年五九四名)
- (89) Falkenberg, SS. 119-121.
- (90) Jahrbuch, S. 114. (一九二六年一〇、〇〇〇名)
- (91) Ibid. (一九二六年三、一六〇名)
- (92) Ibid. (一九二六年七、〇〇〇名)
- (93) Ibid. (一九二六年六、〇〇〇名)
- (94) Ibid. (一九二六年五八名)
- (95) 一八七八年に生まれ、一九〇四年くらいベルリンで教員。一九一八年から一九二〇年までベルリン教員組合の議長。 Handbuch

- des öffentlichen Lebens. Leipzig 1929. (Verlag v. K. F. Koehler) S. 763.
- (96) Falkenberg, S. 119. この Bund höherer Beamter の 研究 を 見よ。
- (97) Die bürgerlichen Parteien, I, S. 424f. なほ 巻頭 101 轉 の 記事 を 見よ Allgemeine Deutscher Beamtenbund と 「全ドイツ公務員組合」と訳したが、これは上部組織 の こと「全ドイツ公務員連合」と訂正す。
- (98) Lederer, E., und J. Marschak: Der neue Mittelstand. (Grundriss der Sozialökonomik, Verlag J. C. B. Mohr, Tübingen 1926, IX. Abtheilung, I. Teil.) S. 139.
- (99) Politisches Handwörterbuch, hrsg. v. Paul Herre, Leipzig. Verlag von K. F. Koehler, 1923. Bd. I, S. 184 f. なほ シュルン博士 の ドイツ国民経済大綱。DPA (ドイツ国民党 Deutsche Volkspartei) 所屬の国会議員。Handbuch des öffentlichen Lebens, S. 822.
- (100) Ibid., S. 54 f.
- (101) Sachwörterbuch der Geschichte Deutschlands und der deutschen Arbeiterbewegung. Berlin 1969. Dietz Verlag. Bd. I, S. 43.
- (102) Süß, Bruno: Klärung in der Angestelltenbewegung. Mit Materialsammlung zur Reorganisation des AfA-Bundes. Berlin 1921. Verlag: Allgemeiner freier Angestelltenbund, S.15 f.
- (103) 一八八四年に生まれ、一九〇三年から三十年の職員組合で活動。一九一九年「技術職員組合」 Bund der technischen Angestellten und Beamten の事務局長。一九二一年トーマ・ブント議長。Handbuch des öffentlichen Lebens, S. 738.
- (104) Organisation und Verfassung des Allgemeinen freien Angestelltenbundes. Berlin 1928. Allgemeiner freier Angestelltenbund, SS. 43-45. 東ドイツで 一九六七年に出版された「日付ドイツ史」で、この組織契約の署名者がトーマ・ブント (AfA-Bund) の 手記 を 用いて書かれた こと の 誤り を 示す。AfA は一九一七年秋に結成された Arbeitsgemeinschaft freier Angestelltenverbände の 第一巻 を 見よ。Deutsche Geschichte in Daten. Berlin 1967. (Deutscher Verlag der Wissenschaften) S. 631.
- (105) Sachwörterbuch, I, S. 43f. ADGB の 提携は一九一三年でなく一九二一年四月二日 である。
- (106) Politisches Handwörterbuch, I, S. 54.
- (107) Ibid., S. 75.

- (10) Organisation und Verfassung, S. 74.
(109) Süß, S. 17.

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動 四 (小林)